

かめやま

2020 JUL
7 / 16
No.357

お知らせ版

主な内容

暮らしの情報BOX 1
 亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞募集 5
 令和2年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けています 6
 一次救急当番医(8月) 10



亀山市携帯サイト



もよおし

**第5回サマーフォレストinやまびこ
加太川の生き物を調べてみよう!**

鈴鹿川等源流の森林づくり協議会事務局(産業振興課森林林業グループ内 ☎84-5068)

鈴鹿川等源流の森林づくり協議会では、鈴鹿川等の源流が育む地域資源を守り、次世代へ引き継ぐための取り組みを行っています。

今回は、加太川の生き物調査や山と川のつながりを勉強します。

皆さん、一緒に地域が育む資源に触れ、学んでみませんか?

とき 8月8日(土)

午前10時~正午ごろ

ところ

亀山森林公園「やまびこ」・加太川

対象者 市内在住の3歳~中学生の子どもとその保護者

定員 5組

※申込者多数の場合は抽選

参加費 無料

持ち物 タオル、帽子、濡れてもいい靴、着替え、飲み物、タモ網や観察ケース、汚れてもいい服装など

申込期限 8月3日(月)

申込方法 産業振興課森林林業グループへ電話または直接お申し込みください。



お知らせ

水道メーターの取り替え

上水道課上水道管理グループ
(☎97-0621)

市では、市指定給水装置工事事業者に委託して、検定有効期間の満了が近い水道メーターの取り替えを行っています(令和3年3月まで順次予定)。令和2年度に取替対象となる家庭には「使用水量のお知らせ」にメーター取替対象と印字しますのでご確認ください。

直近の取替期間

7月22日(水)~29日(水)

※メーターの使用期限は蓋の内側で確認でき、約1年前から取替対象になります。

※不在時でも取り替える場合があります。メーターの周りに物を置かないなど、ご協力をお願いします。

※メーター取替作業後は、一時的に濁りや空気などが出る場合がありますのでご注意ください。

**集団検診(がん総合検診)
2次募集のお知らせ**

長寿健康課健康づくりグループ
(あいあい ☎84-3316)

集団検診(がん総合検診)の2次募集を行います。

検診種類 胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診、健康診査

申込開始日時

7月31日(金) 午前8時30分~

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

※定員になり次第、締め切ります。※募集日程など詳しくは、申込開始日以降に、健康づくりグループへお問い合わせください。

**国民健康保険加入者の
「限度額適用認定証」更新申請**

市民課国民健康保険グループ
(☎84-5006)

外来や入院での支払いが一定の限度額までで済む国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(金)です。

限度額適用認定証をお持ちの人で引き続き必要な場合は、市民課国民健康保険グループで更新申請をしてください。また、新たに必要な場合も申請してください。

※更新申請の手続きは郵送でも可
※国民健康保険税に未納があるときは、発行できない場合があります。

申請に必要なもの

- ▷ 国民健康保険被保険者証
- ▷ 運転免許証などの本人確認書類
- ▷ マイナンバー確認書類
- ▷ 印鑑

※以前に交付を受けた人は、有効期限が今年7月31日の限度額適用認定証も必要

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載した行事が中止または延期になる場合があります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。



中小企業退職金共済制度のご案内

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
(☎03-6907-1234)

中小企業退職金共済制度(中退共)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

中退共の退職金制度なら、

- ①国の掛金助成を受けられます。
- ②掛金は全額非課税です。
- ③社外積立なので管理が簡単です。

※詳しくは、(独) 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部ホームページをご覧ください。

URL <http://chutaikyotaisyokukin.go.jp/>

各種検診・教室

パパ・ママ教室 パパになる準備できていますか?

長寿健康課健康づくりグループ
(あいあい ☎84-3316)

と き 8月3日(月)
午後1時30分～3時30分

ところ あいあい1階集団指導室
内容 沐浴実習、妊婦体験(妊婦シミュレーター^{もくよく}の着用など)

対象者 市内に住所を有する妊婦とその夫

定員 6組12人(先着順)

参加費 無料

持ち物 母子健康手帳、バスタオル2枚、フェイスタオル1枚、ビニール袋(ぬれたタオルを入れるため)、筆記用具

受付開始日 7月17日(金)
申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

※申込時の簡単な質問にご協力ください。

あいあいトレーニング室 利用説明会

長寿健康課健康づくりグループ
(あいあい ☎84-3316)

と き

▷8月5日(水) 午後2時～3時
▷8月19日(水) 午前10時～11時

ところ あいあい1階トレーニング室
スタッフ 健康運動指導士など
対象者 市内に住所を有する人(中学生以下を除く)

定員 各回5人(先着順)

参加費 無料

持ち物など タオル、室内用トレーニングシューズ、動きやすい服装

申込開始日 7月16日(木)

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

その他 中学生以下の子ども同伴での利用はできません。

あいあいトレーニング室 ミニ運動講座

長寿健康課健康づくりグループ
(あいあい ☎84-3316)

と き

▷8月5日(水) 午前10時30分～
…自宅で簡単トレーニング①

▷8月26日(水) 午後2時30分～
…自宅で簡単トレーニング②

※各回20分程度

ところ あいあい1階トレーニング室
スタッフ 健康運動指導士など
対象者 市内に住所を有する人(中学生以下を除く)

定員 各回5人(先着順)

参加費 無料

持ち物など タオル、室内用トレーニングシューズ、動きやすい服装

申込開始日 7月16日(木)

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

その他 中学生以下の子ども同伴での利用はできません。

亀山学校 終活～エンディングノートから考える人生会議～

亀山在宅介護支援センター
(☎83-5920)

と き 8月6日(木)
午後1時30分～3時

ところ あいあい2階大会議室
講師 (株)ベルコ三重祭典 職員
(一社)終活カウンセラー協会 職員

対象者 医療・介護・福祉や介護予防などに関心のある人

参加費 無料

定員 20名(先着順)

持ち物 筆記用具、飲み物、マスク

申込方法 開催日までに亀山在宅介護支援センターへ電話でお申し込みください。

年金だより

離婚時の年金分割について(請求は2年以内に!)

市民課医療年金グループ(☎84-5005)、日本年金機構津年金事務所(☎059-228-9112)

離婚等をした際に一定の条件を満たしていれば、婚姻期間中の厚生年金納付記録を分割して、それぞれ自分の年金にする制度があります。

分割方法には、「合意分割制度」と「3号分割制度」があり、その割合は法律で定める範囲内で決めることとされています。

年金分割に関する相談・手続きは、津年金事務所にお問い合わせください(市役所では相談・手続きはできません)。

離婚時の年金分割の請求ができない場合

- ▷離婚等をした日の翌日から2年を経過している
- ▷離婚等をした後に相手が死亡し、1カ月を経過している

●日本年金機構ホームページ

URL <https://www.nenkin.go.jp/>

関いきいき教室
 ~介護予防に関する講話や
 体操、レクリエーション等~

華旺寿在宅介護支援センター
 (☎96-3131)

と き 8月の毎週火曜日と金曜日
 午前10時~11時30分
※ 1人につき月2回まで参加可
※ 参加人数に制限がありますので、
 申込時に調整します。
と ころ 老人福祉関センター2階
内 容 前半は介護予防体操、後半
 は講話やレクリエーションなど
対象者 市内在住の65歳以上の人
参加費 無料
持ち物など 飲み物、タオル、動き
 やすい服装
申込方法 開催日までに華旺寿在
 宅介護支援センターへ電話でお
 申し込みください。
その他 当日検温を実施し、平熱
 であることを確認してからご参
 加ください。

加太いきいき教室
 ~介護予防に関する講話や
 体操、レクリエーション等~

華旺寿在宅介護支援センター
 (☎96-3131)

と き 8月18日(火)
 午後1時30分~3時
と ころ 林業総合センター
内 容 前半は介護予防体操、後半
 は講話やレクリエーションなど
対象者 市内在住の65歳以上の人
参加費 無料
持ち物など 飲み物、タオル、動き
 やすい服装、上靴
申込方法 開催日までに華旺寿在
 宅介護支援センターへ電話でお
 申し込みください。
その他 当日検温を実施し、平熱
 であることを確認してからご参
 加ください。



募 集

成人式の実行委員を募集します

教育委員会事務局生涯学習課
 社会教育グループ(☎84-5057)
 令和3年1月10日(日)に実施
 予定の成人式の実行委員を募集し
 ます。
 社会へ踏み出す第一歩となる成
 人式を、自分たちの手で創り上げ
 てみませんか。
活動内容 プログラムの企画や式
 典当日の司会進行、受付など
※ 9~12月の夜(月1回程度)に
 実行委員会を開催予定
対象者 平成12年4月2日~平
 成13年4月1日生まれで、亀山
 市成人式に出席予定の人
募集人数 10~15人程度
募集期限 8月31日(月)
申込方法 教育委員会事務局生涯
 学習課社会教育グループへ電話
 または直接お申し込みください。



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月			テニス
火			バドミントン
水	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー		バスケットボール ハンドボール
木			バドミントン
金			卓球、バドミントン
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール

個人使用デー 8月24日(月)~28日(金)

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月			卓球、バドミントン
火	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー、 ニュースポーツ、 バレーボール		バドミントン、ニュー スポーツ(ソフトバレー含む)
水			バスケットボール
木			バスケットボール バレーボール
金			卓球、バドミントン
土			バスケットボール
日			卓球、バドミントン

個人使用デー 8月17日(月)~21日(金)

<施設利用時間>

午前	9:00~12:30(12:00)
午後	13:00~17:30(17:00)
夜間	18:00~21:30

※()は関B&G海洋センターのプール

<施設利用料金>

一般	100円(200円)
中学生以下	50円(無料)

※()は関B&G海洋センターのプール

●関B&G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出し
 は行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、
 保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日
 は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設
 へお問い合わせください。

令和3年度 新入園児の募集

みずきが丘道伯幼稚園
(☎84-0220)

対象年齢

- ▷年長児…平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
- ▷年中児…平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
- ▷年少児…平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
- ▷満3歳児…満3歳の誕生日から入園できます。

対象地域 市内全域(スクールバスによる送迎もします)

入園要項・願書の配布

8月4日(火)から、みずきが丘道伯幼稚園でお渡しします。

※郵送を希望する人は、みずきが丘道伯幼稚園へご連絡ください。

※保育内容など詳しくは、入園要項をご覧ください

入園願書受付開始日 9月1日(火)

入園説明会を開催します

とき・内容 8月4日(火)

▷午前9時30分～10時…園開放

▷午前10時…入園説明会

CATV



7月17日(金)～23日(祝)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX
「アウトドアレジャーを安全に楽しむために」

7月24日(祝)～30日(木)

- ウイークリーかめやま
- かめやま情報BOX
「みちくさフォトコンテストのお知らせ」

※午前6時から深夜0時まで、30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。



※当事者間のトラブルについては、市は一切関与しません。

親子のつどい でっかく飛ばそう!水ロケット

とき 8月23日(日)

午前9時～正午

ところ 東野公園(体育館会議室、運動広場)

参加費 一般(1人)500円
市レク会員(1人)400円

※いずれも傷害保険料含む
※当日会場でお支払いください。

持ち物 飲み物、タオル

申込期限 8月8日(土)

申込方法 参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、亀山市レクリエーション協会事務局へファクス(FAX 82-5285)または郵送(〒519-0121 江ケ室一丁目1-19 小林 茂)でお申し込みください。

問合せ先 亀山市レクリエーション協会事務局(小林 ☎090-8422-4909)



令和2年 犯罪発生状況



5月末時点・亀山署管内 刑法犯(窃盗、詐欺、傷害など)認知状況

総数	江ケ室交番	関交番	昼生駐在所	川崎駐在所	野登駐在所
82件(-11)	43件(-1)	20件(-6)	3件(-5)	11件(-2)	5件(+1)

※()内は前年同期比の増減数

防犯の基本は「カギかけ」です

盗難被害の多くは無施錠が原因です。大切なものを守るために、少しの外出でも面倒がらず「カギかけ」、「ロック」をする習慣を付けましょう。

- ◆わが家を出る時は玄関ドアを施錠!
 - ・戸建での2階やマンションの上階の窓、浴室やトイレの窓なども施錠する。
 - ・朝のごみ出しなど短時間の外出でも必ず施錠する。
- ◆愛車を離れる時はドアロック!
 - ・防犯ブザーやイモビライザーなど、防犯装置を取り付ける。
 - ・窓は閉め、貴重品を車内に残さない。
- ◆自転車、バイクを止めたら2ロック!
 - ・2つ目の鍵は開錠方法が異なるタイプを利用する。
 - ・防犯登録をする。
- ◆個人情報にもカギかけを!
 - ・ウイルス感染防止にセキュリティソフトを活用する。
 - ・アプリの安易なダウンロードはやめる。

亀山地区防犯協会・亀山警察署(☎82-0110)

日本書紀編さん 1300年

ヤマトタケルクイズ



7月の答え ① 一丈(約3m)

日本書紀には、青年となった日本武尊は「かっこよくてたくましく、身長は一丈もあり、力もとても強かった」と書かれています。一丈とは、今の長さにするとなんと約3m! 本当の身長というよりも、とても背が高かったことを伝えるため「一丈」と書かれたのではないのでしょうか。

働き方の見直しに向けた 企業等の自主的な取り組みを支援します !!

市内事業所の皆さん
ぜひご応募ください !!

亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞

亀山市は、男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、すべての人がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む市内企業等を表彰します !!

募集期間:令和2年8月3日(月) ~31日(月)

問合せ 文化スポーツ課文化共生グループ(☎96-1223)

応募要件: 次のすべてを満たす企業等

- (1) 市内に本社または主たる事業所があり、市内で事業活動を行う常時雇用労働者を有する事業者(国および地方公共団体を除く)であること
 - (2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、次のアからキの取り組みのいずれかを行っていること
 - ア 長時間労働を削減するための取り組み
 - イ 年次有給休暇の取得を促進するための取り組み
 - ウ 仕事と育児または介護の両立を支援するための取り組み
 - エ 育児休業または介護休業の取得者に対する円滑な職場復帰に向けた取り組み
 - オ 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み
 - カ 誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた職場環境の実態把握および窓口の設置などの取り組み
 - キ その他ワーク・ライフ・バランスを推進するための独自の取り組み
 - (3) 市税を滞納していないこと
 - (4) 代表者等が、亀山市暴力団排除条例(平成23年亀山市条例第1号)第2条第2号に定める暴力団員でないこと
 - (5) 労働に関する法令等に関し、重大な違反がないことその他法令上または社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される事由がないこと
- ※市が適当でないとした場合等、申し込みを受け付けないことがあります

募集期間: 令和2年8月3日(月)~31日(月)

提出書類: ①亀山市ワーク・ライフ・バランス推進企業等応募書(様式1):1部
②当該年度の市税の完納証明書:1部(応募の3カ月以内に取得したもの)
※応募書(様式1)は、市ホームページからダウンロードできます
※必要に応じて関連資料の提出をお願いする場合があります。

提出方法: 文化スポーツ課文化共生グループ(〒519-1192 関町木崎919-1)へ持参または郵送してください。
※持参の場合は、事前に文化共生グループ(☎96-1223)へご連絡ください。
※提出にかかる費用は、応募者でご負担ください。

選考方法: 亀山市男女共同参画審議会の意見を聴き、表彰する企業等を決定します。
選考結果は、選考後速やかに応募者全員に通知し、受賞決定者には表彰日時等の詳細を別途通知します(受賞者は市広報に掲載します)。

ワーク・ライフ・バランスとは…

働く人の「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両立を充実させる働き方・生き方のことです。

令和2年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けています

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

対象者 次のすべてに該当する人

- ▷本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であること
- ▷預貯金などが、配偶者がいない人は1,000万円以下、配偶者がいる人は合計額が2,000万円以下であること(表1をご参照ください)

内容 次の区分に応じて軽減の内容が分かります。

- ①生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
- ②本人の合計所得金額と課税年金収入額および非課税年金収入額(遺族年金や障害年金など)の合計金額が80万円以下の人
- ③上記の①、②に該当しない人

認定有効期間 申請月の1日から翌年7月31日まで

申請に必要な物

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書
(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロード可)
 - ・認定を受ける本人の印鑑
 - ・直近2カ月以内の残高が確認できる本人名義の通帳など(生活保護受給者は不要)の写し
- ※配偶者がいる人は、配偶者の印鑑・通帳なども必要

提出先 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

更新手続きはお早めに

※現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和2年7月31日(金)までです。8月1日(土)以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日(月)まで(必着)に手続きをしてください。

(表1)

対象となる預貯金などの具体的な例	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債(借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険	×
自動車	×

虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより、残された世帯員の生計が困難になる場合には、特例減額措置制度があります。

なお、認定を受ける主な条件は、次のとおりです。

- ①属する世帯の構成員が2人以上であること
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること、など

問合せ先 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課給付グループ(☎059-369-3201)



あなたの育児経験や仕事経験を生かしてみませんか？

子育て支援員研修

子育て支援員研修は、ファミリー・サポート・センター、保育所の一時預かり、小規模保育所、事業所内保育所などで、地域のニーズに応じた子育てを支援する人材を育てることを目的とした全国共通の研修制度です。

保育や子育て支援などの仕事に関心のある皆さん、研修に参加して、ファミリー・サポート・センターなどで活躍してみませんか？

研修の全課程を修了すると、全国で通用する『**子育て支援員研修修了証書**』を交付します。

※次の事業の支援員として活動ができます。

▷ファミリー・サポート・センター援助会員

▷一時預かり事業の支援員

▷地域型保育事業の支援員

※本研修は、受講修了者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介または保証するものではありません。

※やむを得ない理由で一部の科目しか履修できなかった場合は、「一部科目修了証書」を交付することができます。

対象者 地域での子育て支援の仕事に関心のある人

研修日程 右表のとおり

※一時預かり事業・地域型保育事業の支援員の受講者は、研修とは別に事業所での実習が1日必要

ところ あいあい2階研修室または大会議室

受講料 無料

託児 5人(先着順・要予約)

※研修日は無料、実習日(1日)は500円/人

申込期限 8月18日(火)

申込方法 印鑑と身分証明書をご持参の上、子育て支援「かめのこ」へお越しください(事前に連絡をお願いします)。

※基本研修(右表太枠)が受講免除となる資格をお持ちの人は、確認できる書類をお持ちください。

基本研修(太枠)が受講免除となる資格

保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師、保健師など

申込・問合せ先

子育て支援「かめのこ」

亀山児童センター(東御幸町69-5)2階

(☎82-9755 FAX 82-9757)

☒kameyama-famisapo@fork.ocn.ne.jp

※受付は火～土曜日 午前9時～午後6時

申し込みを検討中の人への説明会を開催します。

とき 8月18日(火) 午前11時～

ところ 亀山児童センター2階集会室

申込方法 子育て支援「かめのこ」へ電話またはファクスでお申し込みください。

【各支援員として活動するために受講が必要な研修科目】

(ファ)…ファミリー・サポート・センター援助会員

(一時)…一時預かり事業の支援員

(地域)…地域型保育事業の支援員

月日	時間	研修科目	ファ	一時	地域
9/3 (木)	9:30～	開講式	○	○	○
	10:00～11:00	子ども・子育て家庭の現状	○	○	○
	11:00～12:00	子ども家庭福祉	○	○	○
	13:00～15:10	対人援助の価値と倫理 児童虐待と社会的擁護	○	○	○
9/7 (月)	10:00～12:00	乳幼児の発達と心理	○	○	○
	13:00～16:00	子どもの発達 保育の原理	○	○	○
9/10 (木)	10:30～12:00	子どもの障害	○	○	○
	13:00～14:30	特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳)	○	○	○
	14:40～16:00	総合演習	○	○	○
9/15 (火)	10:00～12:00	乳幼児の食事と栄養	○	○	○
	13:00～16:00	安全の確保とリスクマネジメント 保育者の職業倫理と配慮事項	○	○	○
9/17 (木)	10:00～12:00	心肺蘇生法	○	○	○
	13:00～14:20	地域保育の環境整備	○	○	○
	14:30～16:30	小児保健Ⅱ	○	○	○
9/24 (木)	10:00～12:00	小児保健Ⅰ	○	○	○
	13:00～14:20	乳幼児の生活と遊び	○	○	○
	14:30～16:30	地域保育における保護者への対応	○	○	○
9/29 (火)	10:00～12:00	ファミリー・サポート・センターの援助内容	○		
	13:00～16:00	ファミリー・サポート・センターの概要	○		
		援助活動の実際	○		
10/1 (木)	10:00～12:00	地域型保育の概要			○
		地域型保育の運営			○
	13:00～16:30	地域型保育の保育内容			○
		見学実習オリエンテーション 見学実習 演習		○	○
10/5 (月)	10:00～12:00	一時預かり事業の概要		○	
		一時預かり事業の運営		○	
	13:00～16:00	一時預かり事業の保育内容 見学実習オリエンテーション		○	
10/8 (木)	10:30～12:00	グループ討議	○	○	○
	13:00～15:00	実施自治体の制度について	○	○	○
	15:00～	閉講式	○	○	○

住民監査請求の監査結果

亀山市監査委員 渡部 満
同 伊藤 彦太郎
同 国分 純

令和2年3月13日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その概要をお知らせします。

問合せ 監査委員事務局監査グループ(☎84-5051)

第1 請求の内容

亀山市長が2019年度に発注した下水道施設整備工事のうち、2ヶ所のマンホールポンプ設置(能褒野町、川合町)について、当該市道の車道上に、受電盤、ポンプ制御盤を設置した事は、道路法規定の政令である道路構造令の「建築限界」を犯すことになるから、直ちに設置箇所を移動させること。

上記設置箇所のうち、能褒野地区については、市内有数の大規模営農地区であり、大型のトラクター等の大型車輛の通行量が多い。これらの大型車輛と下水道の地上施設が接触すれば大規模な生活排水処理のインフラに損害が発生する事は容易に予見される。

そのことによる日常生活への影響、経済的な損失、営農者の損害、事故車輛の損害は想定を越える額となる。川合地区も同様である。

よって、亀山市長は当該契約の履行内容を見直し、将来(検査後)発生する損害を未然に防止する措置を直ちに講じよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象部署

上下水道部下水道課および産業建設部用地管理課とした。

2 請求人からの証拠の提出および陳述

請求人に対して地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月20日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人は出席しなかった。請求人から事実証明書として、当該道路での下水道整備工事に伴う道路占用許可申請書と道路管理者の道路占用許可書が提出されている。ほかに新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部署からの弁明書の提出

令和2年4月22日付けで亀山市長から弁明書および証拠書類等の提出があった。

第3 監査の結果

1 事実関係の調査

(1) 令和元年度に能褒野町および川合町にマンホールポンプ設置の下水道施設整備工事を実施した。

(2) 令和元年11月1日付けで下水道管理者は、当該工事に伴う道路占用許可を道路管理者に申請し、道路管理者は、令和元年11月8日付けで許可した。

2 監査対象事項

(1) 亀山市長が令和元年度に発注した下水道整備工事のマンホールポンプ設置工事(能褒野町、川合町)が道路構造令の「建築限界」を犯しているのかについて

(2) 請求人がいう当該契約の内容を見直し、将来(検査後)発生する損害を未然に防止する措置の必要性について

3 監査委員の判断

(1) 監査対象事項の(1)について、道路構造令は、道路を新設し、または改築する場合における一般的技術的基準を定めたもので、道路を新設または改築する場合に適用されるものである。このことから当該下水道整備工事に適用されるものでないことは明確であり、当該市道の車道上に、受電盤およびポンプ制御盤を設置したことは、道路構造令の「建築限界」を犯すことにはならない。

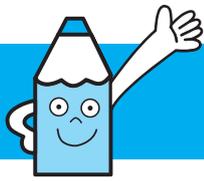
また、住民監査請求は、違法または不当な財務会計上の行為および違法または不当な財務に関する怠る事実を対象としており、当該下水道整備工事により車道上にマンホールポンプの受電盤、ポンプ制御盤を設置したことが、違法または不当な行為とはいえ、財務に関する行為ともいえない。

よって、この点に関する請求人の請求は、住民監査請求の対象外であり、却下する。

(2) 監査対象事項の(2)について、請求人は「車輛と下水道の地上施設が接触すれば大規模な生活排水処理のインフラに損害が発生する事は容易に予見される」と主張するが、これは当該行為が発生することの予見にとどまり、その損害が発生することが相当な確実さをもって予測されるものではないことから、当該契約の履行内容を見直す必要もなく、将来(検査後)発生する損害を未然に防止する措置を直ちに講ずる必要はないと判断する。

したがって、当該契約の内容が違法または不当であるということとはできない。

よって、この点に関する請求人の請求は、棄却する。



広報ガイド

8月

子育て支援センターの催し

亀山子育て支援センター ☎84-3314

8月の催しはありません

※亀山子育て支援センターは開館しています

関子育て支援センター ☎96-0203

8月の催しはありません

※関子育て支援センターは開館しています

野登ルンビニ園支援センター「のんの」 ☎85-8030

リトミック

6日(木)・20日(木) 10:30～11:00

※電話または来館しての申込が必要

フラワーアレンジメント講座

19日(水) 10:00～10:30

※電話または来館しての申込が必要

亀山愛児園「コスモス倶楽部」 ☎090-1566-1523

水遊びをしよう

3日(月)・5日(水) 10:30～11:30

※帽子、飲み物、水遊び用のおむつまたは水着、タオル、濡れたものを入れる袋などを持参の上、当日直接お越しください。

読み聞かせの会

27日(木) 11:30～11:45

川崎愛児園「なぎの木」 ☎85-8018

どれだけ大きくなったかな(身体測定)

4日(火) 10:00～11:00

水遊びを楽しもう

11日(火)・18日(火) 10:00～11:00

※帽子、飲み物、着替え、タオル、濡れたものを入れる袋などを持参の上、当日直接お越しください。

楽しい親子運動あそび

25日(火) 10:00～11:00

保健だより

長寿健康課健康づくりグループ ☎84-3316

育児相談 ※母子健康手帳・バスタオルを持参、保護者はマスク着用

5日(水) 13:30～14:30 あいあい

1歳6カ月児健診 ※平成31年1月の出生児対象。受付時間は個人通知します。

27日(木) あいあい

3歳児健診 ※平成29年2月の出生児対象。受付時間は個人通知します。

20日(木) あいあい

各種相談

人権相談 人権擁護委員による相談	7日(金)	13:00～15:00	市役所 1階市民対話室 ☎96-1223
	25日(火)	13:00～15:00	関支所 1階応接室 1 ☎96-1223
よろず人権相談 人権擁護委員による相談	20日(木)	13:00～15:00	あいあい 1階相談室 1 ☎96-1223
行政相談 行政に関わる意見、要望、困っていることなどの相談	11日(火)	13:00～15:00	市役所 1階市民対話室 ☎84-5008
	19日(水)	13:00～15:00	関支所 1階応接室 1 ☎84-5008
法律相談 弁護士による相談。 予約制(1カ月前から受付)	17日(月)	13:30～15:50	市役所 1階市民対話室 ☎84-5008
	28日(金)	13:00～16:30	市役所 1階市民対話室 ☎84-5008
交通事故相談 専門相談員による相談。予約制(1カ月前から8/18正午まで受付) ※申込者がいない場合は開設しません。	19日(水)	13:30～15:30	市役所 1階市民対話室 ☎84-5035
心配ごと相談 生活上のあらゆる心配ごと、困りごと相談。予約制(当日申込可)	14日(金)	13:00～15:00	あいあい 1階相談室 2 ☎82-7985
	28日(金)		
心配ごと相談 (元公証人による相談) 相続、遺言、離婚、貸借等の相談。 予約制(当日申込可)	14日(金)	13:00～15:00	あいあい 1階個別相談室 ☎82-7985
	28日(金)		
社協による法律相談 成年後見、権利擁護に関する弁護士による相談。予約制(8/27正午まで受付) ※申込者がいない場合は開設しません。	28日(金)	10:00～12:00	あいあい 1階個別相談室 ☎82-7985
子ども医療相談 児童精神科医による相談	27日(木)	13:50～17:00	あいあい 2階 ☎83-2425
療育手帳の相談・判定 児童相談所職員による相談・判定	3日(月)	9:10～15:50	あいあい 2階 ☎83-2425
	17日(月)		
家庭児童相談 ※子ども虐待やDVなどを含む	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	あいあい 2階 ☎83-2425
無料住宅相談(偶数月開催) 増改築相談員による相談	20日(木)	13:00～16:00	あいあい 1階 ☎84-5038
青少年相談 ※ニートやひきこもりなど青少年の自立支援	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	青少年総合支援センター ☎82-6000
消費生活問題の相談 消費生活専門相談員による相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～16:00	鈴鹿亀山消費生活センター ☎059-375-7611



一次救急 当番医 8月

問合せ先 ☎82-1111(市役所代表)

※夜間時間外応急診療や休日の当番医は、市ホームページでも案内しています。

●夜間時間外応急診療(日曜日・祝日を除く)

市内内科系医師と市立医療センターの当番制で、夜間時間外の一次応急診療を実施しています。

【診療時間】午後7時30分～10時(受付:午後7時～9時30分)

日	医療機関名・所在地	電話番号	担当医師	
1 土	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
3 月	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
4 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック	アイリス町	84-3536	井上医師
5 水	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
6 木	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
7 金	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
8 土	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
11 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック	アイリス町	84-3536	井上医師
12 水	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
13 木	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
14 金	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
15 土	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
17 月	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
18 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック	アイリス町	84-3536	井上医師
19 水	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
20 木	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
21 金	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
22 土	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
24 月	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
25 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック	アイリス町	84-3536	井上医師
26 水	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
27 木	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
28 金	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
29 土	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師
31 月	医療センター	亀田町	83-0990	当直医師

●日曜日・祝日の当番医

【診療時間】午後1時～7時30分(受付:午後7時まで)

日	医療機関名・所在地	電話番号
2 日	田中内科医院	天神2丁目 82-0755
9 日	田中病院	西丸町 82-1335
10 祝	豊田クリニック	南野町 82-1431
16 日	亀山 腎・泌尿器科クリニック	栄町 83-0077
23 日	ハッピー胃腸クリニック	本町2丁目 82-0017
30 日	皮ふ科野内クリニック	南崎町 98-4112

お願い

- 夜間・休日などの当番医療機関は、急病に対するもので、担当医師の専門分野以外の症状には、対応できない場合があります。
- できるかぎり、昼間の診療時間内に受診しましょう。
- 担当医師や診療場所が変更となる場合がありますので、事前に電話で確認してから受診してください。
- 健康保険証、医療費受給資格証(子ども医療費など)、診療費、お薬手帳(または服用している薬)を必ずお持ちください。

急な子どもの病気の電話相談



<みえ子ども医療ダイヤル>

☎#8000 または ☎059-232-9955

(午後7時30分～翌朝8時)

※子どもの病気・薬・事故に関することについて、医療関係の専門相談員が電話による相談を実施しています。

医療機関の照会



<三重県救急医療情報センター>

☎059-229-1199(終日)

※「今、診てもらえる医療機関」を24時間365日案内しています。

※深夜などは、お問い合わせに対して最寄りの医療機関を紹介できない場合があります。

※県ホームページからも、受診可能な医療機関や、県内医療機関の詳しい情報などを検索できます。

医療ネットみえ

検索